

速報 ワシントン条約第20回締約国会議に向けた附属書掲載提案について

ワシントン条約 (CITES) 第 20 回締約国会議 (CoP20) が、本年 11 月 24 日から 12 月 5 日まで、ウズベキスタンの古都サマルカンドにあるシルクロード・サマルカンド会議センターで開催されます。今般、会議で議論される附属書掲載提案が 6 月 27 日で締め切られ、CITES 事務局 HP 上で公表されました (<https://cites.org/eng/cop/20/amendment-proposals>)。提案数 (一つの提案で複数種を含むものもあります) は 51 となっており、引き続き多くの種が議論されることとなります。ここでは水棲種について、その提案の概要を速報します。なお、CITES 附属書 I 掲載種は絶滅の危機に瀕するものとして商業取引が原則として禁止され、附属書 II 掲載種は絶滅の危機に瀕することがないよう取引を規制する必要があるもの、あるいは、他の附属書掲載種と類似しているため効果的な取り締まりのために必要なもの (類似種) で、商業的な取引は可能です。ただし、その貿易にあたっては輸出国の許可書が、海からの持ち込み (公海

で採捕されたものをいずれかの国に持ち込むことで CITES 上の取引に含まれます) には持ち込まれる国の証明書が必要となり、その前提として、無害証明 (NDF; 当該種の存続を脅かすことにならない旨の当該国の科学当局の助言) 及び合法証明 (当該種の保護に関する法令に違反して入手されたものでないとの当該国の管理当局の認定) が求められます。

ウナギ類

提案番号：35

提案国：EU、ルーマニア、パナマ

ウナギ類 (*Anguilla* 属) については、既にヨーロッパウナギ (*A. anguilla*) が附属書 II に掲載されていますが、今回、ウナギ属を分類上全 17 種と整理した上で、ヨーロッパウナギ以外の種に対して、ニホンウナギ (*A. japonica*) 及びアメリカウナギ (*A. rosatorata*) については資源的な懸念から、他の 14 種についてはヨーロッパウナギ、ニホンウナギ

あるいはアメリカウナギの類似種として附属書 II への掲載を提案しています。また、通常は提案が採択された締約国会議終了後 90 日で効力を発生する (留保を付した国を除く) こととなっていますが、採択後の実施上、技術的な問題に対応するた

めに発効は 18 ヶ月後 (2027 年 6 月 5 日) とするとしています。

ウナギ類は、東アジア諸国に回遊するニホンウナギ、ヨーロッパから北西アフリカのヨーロッパウナギ、北米大陸大西洋岸で見られるアメリカウナギのほか、東南アジアで広く利用されるビカーラ種、南東部アフリカのインド洋岸におけるモザンビーク種等、世界中に広く分布しており、関係国も多いことから、年末の締約国会議に向けた議論が注目されます。

熱帯ナマコ

提案番号：36 (クリイロナマコ類)、37 (ハネジナマコ類)

提案国：いずれも EU

熱帯ナマコについては、これまでにイシナマコ類 (CoP18)、バйкаナマコ類 (CoP19) が附属書 II に掲載されていますが、今回、クリイロナマコ 6 種、ハネジナマコの仲間 1 種を附属書 II に掲載することを提案しています。具体的には、クリイロナマコ属 (*Actinopyga* 属) のうちトゲクリイロナマコ (*A. echinites*)、クリイロナマコ (*A. mauritiana*)、チリメンナマコ (*A. miliaris*) 及び *A. varians* (和名不明) について資源状態への懸念から、イシクリイロナマコ (*A. lecanora*) 及び *A. palauensis* (和名不明) については類似種としての提案です。また、ハネジナマコの一種 (*Holothuria lessoni*) も資源状態への懸念に基づく提案で



サマルカンド市内

す。

これらの種は世界の熱帯／亜熱帯域に広く分布しており、一部については沖縄県周辺海域に分布するものもあります。特にこれらのナマコ類が生息するサンゴ礁では、中華材料としての利用が乱獲につながっているのではという懸念とともに、サンゴ礁生態系において重要な位置を占めるとされる、これらのナマコ類への関心の高まりも一連の提案につながっているものと考えられます。

深海性サメ

提案番号:29 (イコクエイラクブカ、ホシザメ属)、34 (アイザメ科)

提案国: ブラジル、エクアドル、EU、パナマ、セネガル (提案 29)、ブラジル、コモロ、ドミニカ共、エクアドル、EU、レバノン、ナイジェリア、パナマ、セネガル、シリア、英 (提案 34)

提案国はこれらのサメ類を附属書Ⅱに掲載することを求めています。具体的には、ホシザメ属については 30 近い種が知られていますが、そのうち *Mustelus schmitti* (和名不明、大西洋西部に分布)、*Mustelus mustelus* (和名不明、欧州周辺に分布) については資源状態への懸念から、ほかのホシザメ属の種については、これら 2 種あるいは同じく資源状態に懸念があるとして提案しているイコクエイラクブカ (*Galeorhinus galeus*) の類似種としてのものです。さらに、アイザメ科については 20 近い種が知られていますが、そのうちアイザメ (*Centrophorus atromarginatus*) とウロコアイザメ (*Centrophorus granulosus*) については資源状況への懸念から、ほかの種については両種の類似種としての提案です。

近年 CITES においてはサメ・エ

イ類に関する議論が盛んに行われるようになっており、附属書に掲載される数も増えていますが、漁業活動と関わりの深いアオザメやヨシキリザメといった表層／中層性のものが中心でした。一方で、深海性のサメについては、従来から広く利用されているフカヒレや魚肉に加え、近年それらの種の肝油の取引が注目されるようになり、今回、これらのサメの附属書掲載提案がなされる一因となったと考えられます。これらのサメ類の一部は我が国周辺海域でも漁獲されており、主に健康食品の原料として利用されています。

既に附属書Ⅱに掲載されているサメ・エイ類の規制強化

提案番号: 28 (ヨゴレ)、30 (イトマキエイ科)、31 (ジンベイサメ)、32 (ギターフィッシュ)、33 (ウエッジフィッシュ)

提案国: アルゼンチン、パナマ、ブラジル、コモロ、ドミニカ共、エクアドル、EU、フィジー、ガボン、ホンジュラス、レバノン、オマーン、パナマ、サモア、セネガル、セイシェル、スリランカ、スーダン、トーゴ、英 (提案 28)、パナマ、ペリス、ブラジル、コモロ、ドミニカ共、エクアドル、フィジー、ガボン、ジャマイカ、モルディブ、パナマ、サモア、セネガル、セイシェル、スーダン、トーゴ (提案 30)、アルゼンチン、パナマ、バングラディッシュ、ペリス、コモロ、ドミニカ共、エクアドル、フィジー、ガボン、モルディブ、パナマ、比、サモア、セネガル、セイシェル、スリランカ、トーゴ (提案 31)、バングラディッシュ、ベニン、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、ガボン、ガビア、ギニアビサウ、モルディブ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、シエラレオネ、スーダン、トーゴ (提案 32) バングラディッシュ、ベニン、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、ガボン、ガビア、ギニアビサウ、モルディブ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、セネガル、シエラレオネ、スーダン、トーゴ (提案 33)。

これらの提案にあるギターフィッシュ、ウエッジフィッシュ (いずれもサカタザメの仲間)、ジンベイザメ、イトマキエイ科 9 種、ヨゴレといったサメ・エイ類は既に附属書Ⅱに掲載されているものです。今回の提案は、これらのうちギターフィッシュ、ウエッジフィッシュについては、附属書Ⅱ掲載は維持しつつも、その注釈として「自然環境下で捕獲されたものの商業的取引のため枠はゼロとする」を付すものです。また、ジンベイザメ、イトマキエイ科 9 種、ヨゴレについては、商業的取引が原則として禁止となる附属書Ⅰに移行させるというものです。いずれの提案も、既存の規制を強化して商業的な取引を禁止するものです。これまでサメ・エイ類については、まず附属書Ⅱ (必ずしも絶滅の危惧にあるものではなく商業的な取引も一定の条件で認められる) に掲載するという動きが中心でしたが、いったん掲載されれば、その状態のままに留まらないことが端的に現れたものと考えられます。また、新たに提案されている深海性のサメ類とともに、多くの国が提案国に名を連ねていることから、サメ・エイ類に対する関心の高さが窺えます。

既に附属書Ⅰに掲載されている鰐脚類の見直し

提案番号: 7 (グアダルルーペオットセイ)、8 (カリブモンクアザラシ)
提案国: メキシコ、米 (提案 7、8)

グアダルルーペオットセイについては、国際取引が必ずしも同種の脅威となっていないことから附属書ⅠからⅡへのダウンリスティングを、カリブモンクアザラシについては、附属書Ⅰに掲載されるモ

ンクアザラシのうち本種については既に絶滅したと考えられることから附属書掲載を削除するという提案です。

グアダルーペオットセイの例は、現在附属書Ⅰに掲載されている種の附属書Ⅱへのダウンリスティングを考える際の参考になる可能性があります。その際、単に絶滅の危機に瀕しているだけでなく、国際取引が種の存続に影響を与えているか否かという CITES の趣旨を客観的に見ていく必要があると考えます。

南ア周辺のアワビ

提案番号：39

提案国：南ア

南ア周辺に生息し、養殖もされているミダノアワビについて、「乾燥品に限る」との注釈付きで附属書Ⅱに掲載するという提案です。南アでは同種の管理された養殖が盛んで、生鮮品として多くが輸出されているが、天然で違法に漁獲されたものが乾燥品として取引されている実態があることから、本提案に至ったとしています。

このような国内規制とその取締りのために必要な措置については、CITES 条約において締約国が独自に指定できる附属書Ⅲという仕組みが用意されています。南アは、本種について、かつて附属書Ⅲに掲載したもののその後撤回しています。

以上が6月27日までに締め切られた附属書改正提案のうち水棲種に関するものですが、これらに加え、CITES 動物委員会等での分類変更の決議を踏まえた議論も予定されています。その中で水棲種として関係するものに次のものがあります。

分類変更によるニタリクジラからのライスクジラの独立

ニタリクジラについては既に附属書Ⅰに掲載（日本は留保－留保を付すとその種については非加盟国として扱われる－している）されていますが、メキシコ湾に生息するものをライスクジラという新たな種として独立させることが動物委員会における議論で決議されたことを踏まえ、ライスクジラを

附属書Ⅰとするものです。

ライスクジラの分離は科学的な議論に基づくものですが、同種について分離の上附属書Ⅰ掲載となる場合に、我が国がニタリクジラに付している留保の取り扱いがどうなるかを見極める必要があると思います。

今後の予定

水棲種に関する附属書掲載提案については、今後、締約国会議開催前に CITES と FAO の間の覚書に基づき、それらの提案を CITES の附属書掲載基準に照らして検討するための FAO の専門家パネルが開催され、その報告書が提出されることとなっています。また、水棲種を含む提案全体に対する CITES 事務局の見解も示されることとなっています。提案締め切り後は、追加の提案は認められませんが、提案の撤回、一部への限定は可能となっています。締約国会議では、議論の結果コンセンサスが得られない場合には投票に付されることになり、棄権を除く賛成あるいは反対票の合計の3分2以上得た場合に採択されます。

第13回定時総会が開催される

令和7年6月24日、東京都内において、当協会の第13回定時総会が開催されました。総会では、令和6年度の事業報告の後、同決算報告が承認されるとともに、令和7年度の事業計画及び収支予算が報告されました。

本年は2年に一度の役員改選の年に当たっており、辞任の申出のあった中前明理事に代わり長尾一彦（一社）海外まき網漁業協会代表理事会長が、山本浩二理事に代

わり保科正樹（一社）全日本持続的養鰻機構代表理事会長が、前章裕理事に代わり元宮崎県庁職員の日高大介が選任され、その他の理事、監事については再任されました。

また、総会直後に開催された理事会において、香川謙二理事が引き続き代表理事に、日



高理事が業務執行理事に選定されました。なお、業務執行理事を退任した前章裕については、当協会顧問として、年末のCITES締約国会議にむけた協会の活動への支援を仰ぐこととなりました。

令和7年度事業計画書(骨子)

I. 広報普及活動

(1) 講演会・会議等の開催

CITES第20回締約国会議に出席し、関係団体と協力して各締約国政府や巨大な環境団体の動向についての情報を的確に収集し、会議結果を踏まえた今後の対応についての意見交換等を通じて、会員団体や関係者との連携を強化する。

(2) 会報等の発行

会報としてニュースレターを発行する。今年度は3回程度の発行を予定する。

(3) パンフレット、資料等の作成配付

自然資源の保護と持続可能な利用に関する普及宣伝用パンフレット、資料等を作成する。また、環境問題を取り扱った諸外国の報道、情報等の収集を行う。

・象牙原材料確保調査事業

(2) 情報の収集

国の補助事業を活用して、米国や欧州を中心とする国際漁業に関する情報収集に加え、東アジア及びアフリカ諸国の動向についても情報収集を行う。

Ⅲ. 国際会議等への参加および海外交流活動

(1) 国際会議等への参加

今年度開催される下記国際環境関係会議にオブザーバー又はアドバイザーとして参加する。

・ウナギに関する科学者会合、ウナギに係る非公式会合

6月、日本・浜松
・CITES第20回締約国会議

11月～12月、ウズベキスタン・サマルカンド

(2) 海外NGOとの協力

自然資源の持続可能な利用を推進していくためには、諸外国との関係強化を図る必要がある。特に、自然資源への依存度が高い途上国での持続可能な利用の推進、自然環境保護などの活動に積極的に協力する。また、人的交流の促進を含め、コミュニケーションの拡大を図る。

役職名	氏 名	
代表理事	香川 謙二	新 任
業務執行理事	日高 大介	
理 事	石井 信夫	
理 事	遠藤 進	新 任
理 事	高瀬美和子	
理 事	田中 要範	
理 事	長尾 一彦	新 任
理 事	藤瀬 良弘	
理 事	保科 正樹	
理 事	八木 信行	新 任
理 事	吉本 憲充	
理 事	小坂 智規	
理 事	坂井 眞樹	



Ⅱ. 資源情報調査活動

(1) 委託事業、補助事業の実施

①国の委託事業として国際的な海洋生態系保全対策のための持続的利用確保調査に取り組む。

②国の補助事業である国際漁業戦略的連携促進事業に継続して取り組む。

③民間からの受託事業として下記事業を実施する。

・水産資源の持続的利用に係る広報事業

・宝石珊瑚に関するワシントン条約対策事業

あなたもGGTの会員になりませんか

一般社団法人自然資源保全協会（GGT）は、趣旨に賛同する法人および個人のみなさまの入会を心からお待ちしております。協会の活動はみなさまの会費で支えられています。会員のみなさまには、定期的にニュースレターをお送りし、優先的にGGTフォーラムや国際会議、シンポジウムなどにご案内いたします。

年会費 個人正会員 1口 1万円／法人正会員 1口 10万円

個人賛助会員 1口 2千円／法人賛助会員 1口 5万円

お申し込み、お問い合わせは下記GGTホームページの入力フォームからできます。

URL: <https://www.ggt.or.jp/join.html>

お問い合わせ 自然資源保全協会（GGT）